

名古屋議定書の概要

- ◆平成22年、日本が議長国を務めた第10回生物多様性条約締約国会議(於:名古屋)で名古屋議定書※1が採択。平成26年発効、99ヶ国・EUが締結済み。(平成29年6月6日現在)
- ◆議定書は、**遺伝資源の取得の機会及びその利用(研究開発)から生ずる利益の公正・衡平な配分(Access and Benefit-Sharing (ABS))**を推進するため、
 1. 利用国においては、遺伝資源が提供国法令を遵守し取得されることとなるように措置
 2. 提供国においては、遺伝資源のアクセスへの同意・利益配分に係る相互合意条件の設定に関する措置(提供国が別段の決定を行う場合を除く)をとること等を締約国に求める(立法上・行政上・政策上のいずれの措置でも可)。

国内措置及び締結状況

- ◆締結に必要な国内措置は、様々な学術研究・産業に関係するため、関係者の意見を聞き丁寧に検討した結果、関係省庁間においてABS指針(※2)をとりまとめ、平成29年5月18日に公布。
- ◆平成29年5月22日に受諾書の寄託が行われ、我が国として名古屋議定書を締結。
- ◆議定書は、平成29年8月20日に我が国について効力を生じ、同日付でABS指針が施行される。



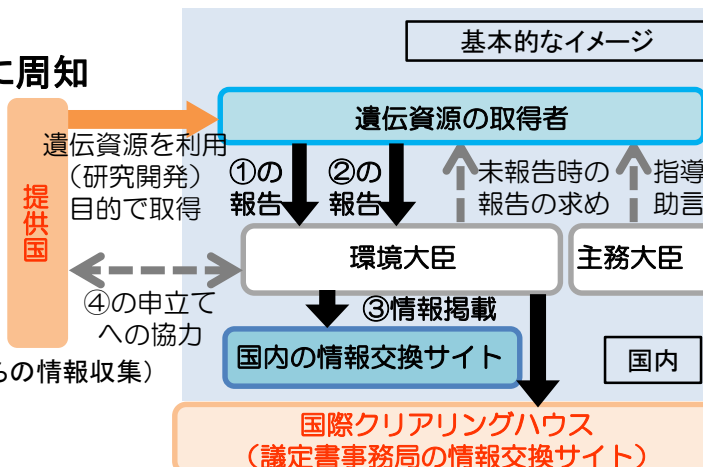
ABS指針(告示)※2

財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省共同告示

1. 利用国としての措置

- ◆ 遺伝資源の適法取得情報を確認し、国内外に周知

- ① 議定書の義務を果たす提供国から遺伝資源を適法に取得した者は、その旨を報告
- ② 概ね5年後、利用状況の報告を要請
- ③ ①②の情報を国内外の情報交換のためのウェブサイトに掲載し、適法取得を周知(秘匿情報を除く)
- ④ 提供国法令違反の申立てへの協力(国内関係者からの情報収集)



2. 提供国としての措置

- ◆ 我が国に存する遺伝資源の取得について、当面は特段の措置を講じない。ただし、今後、社会的情勢の変化等を勘案して検討し、必要と認めるときは、所要の措置を講ずる。

3. その他

- ◆ 遺伝資源の提供者・利用者に対し、公正・衡平な利益配分契約の締結、利益の生物多様性の保全への充当を奨励 等

締結の意義

遺伝資源の適法な取得を促進

国際ルール作りへの発言力の獲得

提供国の信頼獲得・遺伝資源の取得の円滑化

遺伝資源を利用する国内産業・学術研究の推進

生物多様性の保全等の促進

※1 生物多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書

※2 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針